

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ページ
○京都府民生委員の定数に関する条例に規定する定数を定める規則の一部を改正する規則 (地域福祉推進課)	173
訓 令	
○京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令 (国際課)	〃
告 示	
○京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に基づく移住促進特別区域の指定 (地域政策室、農村振興課)	174
○京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に基づく移住者受入・活躍応援計画の認定 (〃)	〃
○京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に基づく移住者受入・活躍応援計画の変更 (〃)	175
○公衆浴場入浴料金の統制額 (生活衛生課)	177
○ひきこもり状態にある者のための社会参加支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (家庭・青少年支援課)	〃

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅 (水産事務所)	177
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の変更 (住宅課)	〃
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (下水道政策課)	〃
公 告	
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (丹後広域振興局)	178
公 安 委 員 会	
○京都府道路交通規則等の一部を改正する規則	179
○平成 6 年京都府公安委員会告示第62号等の一部改正	186
○一般競争入札の実施	〃
監 査 委 員	
○監査結果の公表	188

規 則

京都府民生委員の定数に関する条例に規定する定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第12号

京都府民生委員の定数に関する条例に規定する定数を定める規則の一部を改正する規則

京都府民生委員の定数に関する条例に規定する定数を定める規則（平成27年京都府規則第27号）の一部を次のように改正する。

第 1 号中「278人」を「279人」に改め、第 4 号中「316

人」を「315人」に改め、第 6 号中「200人」を「201人」に改め、第 9 号中「146人」を「147人」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年12月 1 日から施行する。

訓 令

京都府訓令第 4 号

本 庁
地方機関

京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令

京都府地方機関処務規程(昭和30年京都府訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号ア(七)及び第11号ツ中「旅券の」を「一般旅券の」に改め、同号タ中「の規定による次」を「に規定する一般旅券に関する事務のうち同項各号」に改め、

(ア)から(カ)までを削る。

附 則

- 1 この訓令は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の京都府地方機関処務規程第 3 条第11号タの規定は、この訓令の施行の日以後にされる一般旅券に関する申請に係る事務について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る事務については、なお従前の例による。

告 示

京都府告示第126号

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例(令和 3 年京都府条例第25号)第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり移住促進特別区域を指定した。

令和 7 年 3 月 21 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

移住促進特別区域の名称	移住促進特別区域に含まれる土地の区域	指 定 年 月 日
福知山市庵我地区	福知山市猪崎、中、池部、安井、筈巻	令 7. 3. 21
舞鶴市四所地区	舞鶴市上福井(令和 5 年10月27日現在の都市計画法(昭和43年法律第100号)第 7 条に基づく市街化調整区域)、下福井(令和 5 年10月27日現在の都市計画法第 7 条に基づく市街化調整区域)、喜多(令和 5 年10月27日現在の都市計画法第 7 条に基づく市街化調整区域)、大君、吉田、青井、白杉	
宮津市由良地区	宮津市字由良、字石浦	
京丹後市鳥取校区地区	京丹後市弥栄町鳥取、木橋、和田野	
与謝野町加悦地区	与謝野町字算所、字加悦奥、字加悦、字後野	



京都府告示第127号

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例(令和 3 年京都府条例第25号)第 8 条第 1 項の規定により、移住者受入・活躍応援計画を次のとおり認定した。

令和 7 年 3 月 21 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

認定活躍応援計画の名称	認定活躍応援計画に含まれる 移住促進特別区域の名称	計画期間	認定活躍応援計画の目標	認 定 年 月 日
笠置町交流拠点施設である「笠置町サテライトワークス	笠置町笠置町地区	令和 7 年 3 月 21 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	「笠置町サテライトワークスペース」・「笠置町移住・	令 7. 3. 21

ペース」・「笠置町移住・定住プラザ」・「笠置町お試し交流スペース」を活用した地域づくり計画			定住プラザ」・「笠置町お試し交流スペース」の三つの交流拠点施設を活用し、地域住民と関係人口との交流を生み出し、移住・定住人口の増加に繋げる地域づくり	
観光・産業振興の促進による関係人口増加を契機とした移住促進計画	和束町湯船地区、東和束地区	令和 7 年 3 月 21 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	鷲峰山トンネル開通等 ^い を活かした、観光・産業振興の促進による「住みたい」・「住み続けたい」・「帰ってきたい」と思える持続可能なまちづくり	7. 3. 21
関係人口創出事業を通じた地域活性化計画	伊根町伊根地区、朝妻地区、本庄・筒川地区	〃	お試し住宅を活用した関係人口創出事業から「移住定住」・「地域活性化」に繋げる。	〃



京都府告示第128号

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和 3 年京都府条例第25号）第 8 条第 5 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により、移住者受入・活躍応援計画の変更を次のとおり認定した。

令和 7 年 3 月 21 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

認定活躍応援計画の名称	京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例施行規則（平成 28 年京都府規則第 21 号）第 10 条第 3 項第 2 号に掲げる事項			変更の理由	変更認定 年 月 日
	変更事項	変更前	変更後		
「いなか暮らし起業」を実現できるまちづくり	1 認定を受けようとする活躍応援計画の概要 (2) 対象となる移住促進特別区域の名称	福知山市上六人部地区、福知山市中六人部地区、福知山市三岳地区、福知山市雲原地区、福知山市佐賀地区、福知山市三和町菟原地区、福知山市三和町細見地区、福知山市三和町川合地区、福知山市夜久野町下夜久野地区、福知山市夜久野町中夜久野地区、福知山市夜久野町上夜久野地区、福知山市大江町河守・河西・河東地区、福知山市大江町河守上地区、福知山市大江町有路上・有路下地区 これらの14地区において、地域づくり組織等を中心に移住促進の取り組みを進めているが、仕事	福知山市庵我地区、福知山市上六人部地区、福知山市中六人部地区、福知山市三岳地区、福知山市雲原地区、福知山市佐賀地区、福知山市三和町菟原地区、福知山市三和町細見地区、福知山市三和町川合地区、福知山市夜久野町下夜久野地区、福知山市夜久野町中夜久野地区、福知山市夜久野町上夜久野地区、福知山市大江町河守・河西・河東地区、福知山市大江町河守上地区、福知山市大江町有路上・有路下地区 これらの15地区において、地域づくり組織等を中心に移住促進の取り組みを進めているが、仕事	新たに移住促進特別区域の指定を受ける福知山市庵我地区についても、起業・創業を希望する移住者への支援が必要となってきたという共通の課題があり、一体的な計画区域として位置付けることで更なる移住・定住を促進するため	令 7. 3. 21

		に対する移住者のニーズが多様化し、起業・創業を希望する移住者への支援が必要となってきたという共通の課題があるため、一体的な計画区域として位置付ける。 なお、これらの14地区を総称して、以下「農山村地域」という。	に対する移住者のニーズが多様化し、起業・創業を希望する移住者への支援が必要となってきたという共通の課題があるため、一体的な計画区域として位置付ける。 なお、これらの15地区を総称して、以下「農山村地域」という。			
若者や女性など多様なプレイヤーによる地域活動活性化計画	1 認定を受けようとする活躍応援計画の概要 (2) 対象となる移住促進特別区域の名称	京丹後市大宮町大宮南地区、三重・森本地区、五十河地区、京丹後市網野町島津地区、京丹後市丹後町間人地区、豊栄地区、宇川地区、京丹後市弥栄町吉野地区、溝谷地区、野間地区、京丹後市久美浜町久美浜一区地区、久美浜二区地区、川上地区、海部地区、佐濃地区、田村地区、神野地区、湊地区	京丹後市大宮町大宮南地区、三重・森本地区、五十河地区、京丹後市網野町島津地区、京丹後市丹後町間人地区、豊栄地区、宇川地区、京丹後市弥栄町吉野地区、溝谷地区、鳥取校区地区、野間地区、京丹後市久美浜町久美浜一区地区、久美浜二区地区、川上地区、海部地区、佐濃地区、田村地区、神野地区、湊地区	今回追加する弥栄町鳥取校区地区も、既に策定されている地区と同様の課題を有し、持続可能な地域運営を目指して広域連携による課題解決に取り組んでいるという地域づくりにおける共通点があることから、一体的な計画区域として位置付けるため	7. 3. 21	
	(7) 事業実施に際して協働する団体等	○大宮南地域里力再生協議会、三重・森本里力再生協議会、五十河地区協議会、島津連合区、間人区、豊栄まちづくり協議会、宇川連携協議会、いやさか吉野地域づくり協議会、いやさか溝谷地域づくり協議会、野間連合区、久美浜一区自治会、久美浜二区振興会、川上地区自治振興会、海部地区自治会、佐濃自治会、田村地区自治振興会、神野地区自治会、湊地区自治会 ○京丹後市地域おこし協力隊	○大宮南地域里力再生協議会、三重・森本里力再生協議会、五十河地区協議会、島津連合区、間人区、豊栄まちづくり協議会、宇川連携協議会、いやさか吉野地域づくり協議会、いやさか溝谷地域づくり協議会、いやさか鳥取校区地域づくり協議会、野間連合区、久美浜一区自治会、久美浜二区振興会、川上地区自治振興会、海部地区自治会、佐濃自治会、田村地区自治振興会、神野地区自治会、湊地区自治会 ○京丹後市地域おこし協力隊	活躍応援計画の対象として追加された移住促進特別区域の取組主体を、協働する団体に追加するため		



京都府告示第129号

国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第3条の規定による改正前の物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により、一般公衆浴場の公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和7年4月1日から施行する。

なお、令和6年京都府告示第465号（公衆浴場入浴料金の統制額）は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年3月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

区 分	大 人 (12歳以上)	中 人 (6歳以上 12歳未満)	小 人 (6歳未満)
入浴料金	550円	200円	100円

京都府告示第130号

ひきこもり状態にある者のための社会参加支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

ひきこもり状態にある者のための社会参加支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

ひきこもり状態にある者のための社会参加支援事業補助金交付要綱（平成29年京都府告示第397号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「3分の2」を「2分の1」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

京都府告示第131号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第113条の2第1項の規定により、次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和7年3月18日限りで消滅した。

令和7年3月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

加入区	付保義務 発 生 日	告示番号	消滅理由
湊加入区	令 3. 3. 19	令和3年京都府告示第118号	法第113条の2第1項第1号該当

京都府告示第132号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人から変更の届出があった。

令和7年3月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

住宅確保要配慮者居住支援法人の名称	住所	支援業務を行う事務所の所在地	変 更 年月日
特定非営利活動法人h a p p i n e s s	新 京都市南区唐橋赤金町62の40	京都市南区唐橋赤金町62の40	令 6. 6. 13
	旧 〃 〃 唐橋川久保町1の20		
	京都市南区唐橋赤金町62の40	新 京都市南区唐橋西平垣町39の1丸福ビル504号	7. 4. 1
		旧 〃 〃 唐橋赤金町62の40	

京都府告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業（昭和61年京都府告示第540号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称
京都市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道事業
京都府木津川流域関連京都市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和61年8月26日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分
変更なし

公 告

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和 7 年 3 月 21 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
安田建設株式会社
代表取締役 安田 昌司
与謝郡与謝野町字男山800番地の1
- 林地開発行為の目的
土石の採掘（真砂土）
- 林地開発行為をしようとする区域
与謝郡与謝野町字男山小字李谷1715番ほか（次の図のとおり）
- 林地開発行為をしようとする区域の面積
2.4ヘクタール
- 期間
 - 林地開発行為を行う期間
令和 7 年 7 月 13 日から令和10年 7 月 12 日まで
 - 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
平成10年 2 月 3 日から令和16年 7 月 12 日まで
- 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	与謝野町字男山境内の府道網野岩滝線（次の図のとおり）	場内出入口に設置しているタイヤ洗いで運搬車両に付着した土砂を落とす。 汚れた場合は、散水車等により清掃を行う。
交通量の増加	〃	運搬車両の台数が1時間当たり10台以上の場合は、通勤時間帯の

		交通混雑を避けるため、車両の出入時間を午前8時から午後5時までとし、時間帯での台数制限を行う。
濁水の発生	与謝野町字男山境内の男山川（次の図のとおり）	場内の排水経路の下流部に沈砂機能を兼用した調整池を設け、濁水を沈下させた後に場外に排水する。また、機能が低下しないよう、定期的に堆積土砂の除去を行う。
河川水量の増加	〃	場内からの雨水は全て調整池に集水し、放流量を調整して場外に排水する。また、容量が低下しないよう、定期的に堆積土砂の除去を行う。
騒音・振動	開発区域の外側100mの範囲（次の図のとおり）	開発区域の外周に緩衝帯として残置森林を設け、騒音・振動の軽減を図る。 重機、運搬車両等の不要なアイドリングをしない。
粉じんの飛散	〃	開発区域の外周に緩衝帯として残置森林を設け、粉じんの飛散を防止する。

8 縦覧場所

- 京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課
京丹後市峰山町丹波855番地
- 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 与謝野町農林環境課（加悦庁舎）
与謝郡与謝野町字加悦433番地
- 安田建設株式会社
与謝郡与謝野町字男山800番地の1

9 縦覧期間

令和 7 年 3 月 21 日（金）から令和 7 年 4 月 21 日（月）まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- 提出期間
令和 7 年 3 月 21 日（金）から令和 7 年 4 月 21 日（月）まで
- 提出先
〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855番地
京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課
（「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場において縦覧に供する。）

公 安 委 員 会

京都府道路交通規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

京都府公安委員会
委員長 在 田 正 秀

京都府公安委員会規則第 4 号

京都府道路交通規則等の一部を改正する規則

(京都府道路交通規則の一部改正)

第 1 条 京都府道路交通規則(昭和35年京都府公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「運転経歴証明書」を「運転経歴証明書等」に、「第24条の18」を「第24条の20」に改める。

第12条の2第2項第1号中「又は運転免許証の写し」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 運転免許を受けている者にあつては、運転免許証の写し(法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、運転免許証の写しその他当該者が免許を受けていることを証するに足りる書面(電磁的記録で作成されているものを含む。))。以下同じ。)

第14条の3中「交付」の右に「、法第95条の2第2項に規定する特定免許情報の記録」を加える。

第14条の4の見出し中「運転免許証更新申請」を「免許証等更新申請」に改め、同条中「運転免許証」の右に「又は免許情報記録(以下「免許証等」という。))」を加える。

第15条の見出し中「運転免許証更新申請書等」を「免許証等更新申請書等」に改め、同条中「第29条第3項」を「第21条の2第3項、第21条の9第3項、第29条第3項」に、「施行規則第30条の9第3項」を「第30条の7第4項」に改める。

第22条第1号中「免許証番号」を「運転免許証番号又は法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録の番号」に改め、「交付し」の右に「、又は特定免許情報を記録し」を加え、同条第2号中「免許証の」を「免許証等の」に、「免許証更新手数料、運転免許証更新申請書經由手数料」を「免許証等更新手数料、運転免許証等更新申請書經由手数料」に、「運転者」の右に「又は一般運転者の」を加え、「運転免許証更新申請書」を「運転免許証等更新申請書」に改める。

第23条の4第1項中「別記様式第18号の受講届を公安委員会に提出」を「公安委員会に別記様式第18号の受講届を提出し、又は電子申請により申請」に改める。

第24条の見出し中「返納」を「返納等」に改め、同条中「第107条第1項および法」を「第106条の3第1項及び」に改め、「者は、」の右に「公安委員会に」を加え、「返納書」を「運転免許証返納等届」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第106条の4第1項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとする者は、公安委員会に免許情報記録個人番号カードを提示して前項の運転免許証返納等届を提出しなければならない。

「第5章の7 運転経歴証明書」を「第5章の7 運転経歴証明書等」に改める。

第24条の15の見出し中「運転経歴証明書」を「運転経歴証明書等」に改め、「返納」の右に「、運転経歴情報の記録の申請並びに運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出及び運転経歴情報の抹消」を加える。

第24条の16の見出し中「運転経歴証明書の交付」を「運転経歴証明書等の交付等」に改め、同条第1項中「第104条の4第5項(法第105条第2項において準用する場合を含む。))」を「第105条の2第1項」に改め、「交付」の右に「及び同条第3項に規定する運転経歴情報の記録」を加え、「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書」に改め、同条第2項中「第30条の10第2項」を「第30条の8第2項」に改める。

第24条の17の見出し中「運転経歴証明書の記載事項」を「運転経歴証明書等の記載事項等」に改め、同条中「第30条の12第1項」を「第30条の10第1項」に改め、「記載事項」の右に「及び施行規則第30条の15第1項に規定する運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等」を加え、「運転経歴証明書記載事項変更届(登録票)」を「運転経歴証明書記載事項等変更届(登録票)」に改める。

第24条の18中「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に改める。

第24条の19中「第30条の14」を「第30条の12第1項」に、「運転経歴証明書返納書」を「運転経歴証明書返納届」に改め、同条に次の1項を加える。

2 施行規則第30条の12第2項及び第3項に規定する運転経歴証明書の返納は、前項の運転経歴証明書返納届を提出して行うものとする。

第24条の19の次に次の1条を加える。

(運転経歴情報の抹消の手続)

第24条の20 施行規則第30条の16第1項の規定により運転経歴情報の抹消を受けようとする者は、別記様式第43号の運転経歴情報抹消届を提出しなければならない。

2 施行規則第30条の16第2項に規定する運転経歴情報の抹消は、前項の運転経歴情報抹消届を提出して行うものとする。

別表第1の3の1の項中「除く。）」の右に「のうち、本部長が定めるもの」を加え、同表の3の項中「免許証更新の特例」を「更新期間前における免許証等の更新」に改め、「限る。）」の右に「のうち、本部長が定めるもの」を、「各署長」の右に「(本部長が定める場合にあつては、京都市域外の各署長)」を加え、同表の5の中「返納」の右に「の届出」を加え、「第107条第1項第2号若しくは第3号又は法」を「第95条の2第4項、第106条の3第1項第2号から第4号まで又は」に改め、同表の8の項中「免許証」を「免許」に改め、「限る。）」の右に「のうち、本部長が定めるもの」を、「各署長」の右に「(本部長が定める場合にあつては、京都市域外の各署長)」を加え、同表中12の項を14の項とし、

11	免許証の更新の申請（ただし、京都市域に住居を有する者の申請については、法第108条の2第1項第12号に規定する講習又は同条第2項に規定する講習を受講済みの者に限る。）	各署長	法第101条第1項
----	---	-----	-----------

を

11	免許証等の有効期間の更新の申請（ただし、京都市域に住居を有する者の申請については、法第108条の2第1項第12号に規定する講習又は同条第2項に規定する講習を受講済みの者に限る。）のうち、本部長が定めるもの	各署長（本部長が定める場合にあつては、京都市域外の各署長）	法第101条第1項
12	特定免許情報の記録の申請	各署長	法第95条の2第1項
13	免許情報記録の抹消の届出	各署長	法第95条の2第10項又は第106条の4第1項

に改める。

別記様式第10号中「免許証番号」を「免許証番号又は免許情報記録の番号」に改める。

別記様式第18号の3中「受講申請書」を「停止処分者講習受講申請書」に、

[illegible]

を

[illegible]

に改める。

別記様式第18号の7の2中「旅客車（大型免許・普通免許）講習受講申請書」を「旅客車（大型免許・中型免許・普通免許）講習受講申請書」に改める。

別記様式第18号の9中

免 許 番 号	<table border="1"><tr><td>第</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>号</td></tr></table>	第													号
第													号		

を

免 許 番 号	<table border="1"><tr><td>第</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>号</td></tr></table>	第													号
第													号		
免許情報記録 の 番 号	<table border="1"><tr><td>第</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>号</td></tr></table>	第													号
第													号		

に改める。

別記様式第18号の12の2中

免 許 番 号	<table border="1"><tr><td>第</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>号</td></tr></table>	第													号
第													号		

を

免 許 番 号	<table border="1"><tr><td>第</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>号</td></tr></table>	第													号
第													号		
免許情報記録 の 番 号	<table border="1"><tr><td>第</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>号</td></tr></table>	第													号
第													号		

に改める。

別記様式第20号を次のように改める。

様式第20号（第24条関係）

運 転 免 許 証 返 納 等 届																			
年 月 日																			
京都府公安委員会 殿																			
氏名																			
住 所																			
氏 名										生年月日				年 月 日					
免許証の番号		第 号 年 月 日 公安委員会交付																	
免許情報記録 の 番 号		第 号 年 月 日 公安委員会記録等																	
免許の 種 類		第 一 種	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	第 二 種	大	中	普	大	け	まで有効
			型	型	型	通	特	二	二	特	付	引		型	型	通	特	引	
返納理由																			
※ 欠格期間 年												整理番号							

別記様式第26号中

免許証番号		を
免許証番号		に改める。
免許情報記録 の 番 号		

別記様式第38号の11中「うんでんめんきょしょう運転免許証」を「うんでんめんきょしょうとう運転免許証等」に、「めんきょしょう免許証」を「めんきょしょうとう免許証等」に改める。
 別記様式第38号の12中「うんでんめんきょしょう運転免許証」を「うんでんめんきょしょうとう運転免許証等」に、「めんきょしょう免許証」を「めんきょしょうとう免許証等」に改める。
 別記様式第39号中

第 号	
運転経歴証明書交付申請書	
京都府公安委員会 殿	年 月 日

を

第 号	
運転経歴証明書交付等申請書	
☐ 運転経歴証明書の交付 ☐ 運転経歴情報の記録	
京都府公安委員会 殿	年 月 日

に、「運転経

歴証明書は、「運転経歴証明書」を「運転経歴証明書の交付等の申請は、」に改め、「免許証」の右に「又は免許情報記録」を加え、「に交付します」を「が対象です」に、「申請取消 ・ 失効」を「申請取消（同時申請・後日申請） ・ 失効」に、「経歴証明書取扱所属」を「経歴証明書等取扱所属」に改める。

別記様式第40号中「運転経歴証明書記載事項変更届（登録票）」を「運転経歴証明書記載事項等変更届（登録票）」に、「写し」を「写し等」に、

経 歴 証明書 番 号	第																	号	交付公安委員会
																			公安委員会

を

経 歴 証明書 番 号	第																	号	交付公安委員会
																			公安委員会
経 歴 情報記録 番 号	第																	号	記録等公安委員会
																			公安委員会

に改める。

別記様式第42号中「運転経歴証明書返納書」を「運転経歴証明書返納届」に、

1 新たに運転免許を受けたため。 2 再交付後に紛失等した運転経歴証明書を発見等したため。 3 その他（ ）	を
--	---

- ☐ 施行規則第 30 条の 12 第 1 項関係
- 1 新たに運転免許を受けたため。
- 2 再交付後に紛失等した運転経歴証明書を発見等したため。
- 3 その他（ ）
- ☐ 施行規則第 30 条の 12 第 2 項関係（運転経歴情報の記録）
- ☐ 施行規則第 30 条の 12 第 3 項関係（持ち方の変更）

に改め、同様式の次に次の 1

様式を加える。

様式第 43 号（第 24 条の 20 関係）

運 転 経 歴 情 報 抹 消 届																
年 月 日																
京都府公安委員会 殿																
氏 名																
住 所																
氏名・生年月日	年 月 日															
番 号																
記録年月日・ 公安委員会	年 月 日 公安委員会															
抹消する運転経 歴情報に係る運 転免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二	
抹消の理由	☐ 施行規則第 30 条の 16 第 1 項関係 1 新たに運転免許を受けたため。 2 その他（ ） ☐ 施行規則第 30 条の 16 第 2 項関係（持ち方の変更）															
取扱所属（課・係）									担当者							

（京都府警察本部等組織規則の一部改正）

第 2 条 京都府警察本部等組織規則（昭和 42 年京都府公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 38 条第 2 号中「運転免許証」を「運転免許証等」に改める。

（自動車等の運転者等に対する講習等実施規則の一部改正）

第 3 条 自動車等の運転者等に対する講習等実施規則（昭和 61 年京都府公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「講習規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改める。

第21条の4第1号ウ中「写し」の右に「(法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、運転免許証の写しその他該者が免許を受けていることを証するに足りる書面(電磁的記録で作成されているものを含む。))。以下同じ。))」を加える。

第59条第1項中「運転免許証」を「免許証等(運転免許証又は法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。以下同じ。))」に改め、同条第2項中「交付」の右に「又は免許情報記録の書換え」を加える。

第60条中「免許証更新者数」を「免許証等更新者数」に改める。

第62条を第61条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

(オンライン講習)

第62条 令第43条第1項の表講習手数料の項に規定するオンライン講習は、優良運転者講習又は一般運転者講習に区分する。

2 オンライン講習を行う場合には、前6条の規定にかかわらず、受講者が本人であるかどうかを確認できるものであることその他の運転免許に係る講習等に関する規則に定める基準に従つて行うこと。

3 オンライン講習の運用に関し必要な事項は、本部長が定めるものとする。

第62条の12の4に次のただし書を加える。

ただし、受講者の増加等に対応するため、やむを得ない場合は、受講人員について、適切な範囲で講習を担当する所属長が定めることができる。

第62条の12の7の見出し中「講習修了証書」を「講習終了証書」に改める。

第62条の15に次のただし書を加える。

ただし、受講者の増加等に対応するため、やむを得ない場合は、受講人員について、適切な範囲で講習を担当する所属長が定めることができる。

別表第1の2の項第4号中「運転経歴証明書」を「免許情報記録の抹消並びに運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録」に改める。

別記様式第3を次のように改める。

様式第3(第8条関係)

講 習 修 了 証 書

氏 名

事業所名

上記の者は、 年度における道路交通法第108条の2第1項第1号の規定による
安全運転管理者等講習を受講したことを証します。

年 月 日

備考：

京都府公安委員会



別記様式第5中「免許番号」を「免許証番号等」に改める。

別記様式第21中「第62条関係」を「第61条の2関係」に改める。

別記様式第21の3中「免許証番号」を「免許証番号等」に改める。

別記様式第25中「免許番号」を「免許証番号等」に改める。

別記様式第27中「免許証番号」を「免許証番号等」に改める。

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

京都府公安委員会告示第43号

平成 6 年京都府公安委員会告示第62号等の一部を次のように改正し、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

令和 7 年 3 月 21 日

京都府公安委員会

委員長 在 田 正 秀

- 1 平成 6 年京都府公安委員会告示第62号の一部を次のように改正する。

1 の表委託に係る免許関係事務の内容の欄第 1 号中「免許証更新申請書」を「更新申請書」に改め、「受理」の右に「(法第95条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録(以下「免許情報記録」という。)に係るものを除く。)」を加え、同欄第 2 号中「交付」の右に「(免許情報記録に係るものを除く。)」を加え、同欄第 3 号中「免許証更新申請書」を「更新申請書」に改め、「受理」の右に「(免許情報記録に係るものを除く。)」を加え、同欄第 4 号中「交付」の右に「(免許情報記録に係るものを除く。)」を加え、同欄第 5 号中「免許証更新申請書」を「更新申請書」に改め、「受理」の右に「(免許情報記録に係るものを除く。)」を加え、同欄第 6 号中「免許証」を「免許証等」に改め、同欄第16号中「第107条第 1 項」を「第106条の 3 第 1 項」に改める。

- 2 平成10年京都府公安委員会告示第96号の一部を次のように改正する。

題名中「免許証」を「免許証等」に改める。

本則中「免許証」の右に「又は同法第95条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録」を加える。

- 3 平成26年京都府公安委員会告示第48号の一部を次のように改正する。

題名中「第31条の 4 の 2」を「第31条の 4 の 7」に改める。

本則中「第31条の 4 の 2」を「第31条の 4 の 7」に改める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第372号)第 4 条に規定する特定調達契約である。

令和 7 年 3 月 21 日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

- 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量

アグスタ式 A 109 E 型 (J A 6004) ヘリコプター
耐空証明更新点検整備 一式

- (2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

- (3) 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日 (火) まで

- (4) 履行場所

京都府警察本部警備部警備第一課航空隊

- 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

京都府警察本部総務部会計課調度係

電話075-451-9111 内線2256

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和 7 年 3 月 21 日 (金) から令和 7 年 4 月 16 日 (水) まで (日曜日及び土曜日を除く。) とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ (https://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html) からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までの間を除く。) に、(1) の組織に問い合わせの上、入手すること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 7 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和 7 年京都府告示第 4 号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「車両・船舶類」—小分類「航空機」

イ 大分類「機器等保守点検」—小分類「その他」

- (3) 航空法(昭和27年法律第231号)第20条第 1 項に規定する業務の能力のうち、同項第 3 号の「航空機の整備及び整備後の検査の能力」及び同項第 4 号の「航空機の整備又は改造の能力」の認定を国土交通大臣から受けている者であること。

- (4) 航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第 2 条の 2 の規定により「総重量 3 トン以上の回転翼航空機修理事業」の許可を経済産業大臣から受けている者又は同法第 2 条の 8 の規定により当該事業の区

分の変更許可を経済産業大臣から受けている者であること。

- (5) 航空機製造事業法第 9 条第 1 項に規定する経済産業大臣の認可を受けた「修理の方法（アグスタ式 A 109 E 型）」による修理を行う者であること。
- (6) 「アグスタ式 A 109 E 型」の機体製造者であるレオナルド社（旧アグスタ社）からメンテナンスセンターとしての認定証を取得している者であること。
- (7) 1 の(1)の業務を履行期間内に確実に履行することができる者と認められる者であること。
- (8) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (9) 契約担当者の検査に応じ、航空機整備を保証することができる者であること。
- (10) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2 の(2)の ア に同じ。

イ 提出場所

2 の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までの間を除く。）までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3 の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

令和 7 年 3 月 21 日（金）から令和 7 年 4 月 3 日（木）まで

ただし、日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課入札・物品調達調整係

電話 075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和 7 年 5 月 2 日（金）午前 11 時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85 番地 3

京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和 7 年 5 月 1 日（木）必着

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85 番地 3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3 に掲げる入札に参加する者に必要な資格のな

- い者のした入札
 イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札
 ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
 エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- (6) 落札者の決定方法
 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の手續において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約書作成の要否
 要する。
- 6 入札保証金
 入札金額の100分の5以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第147条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。
- 7 契約保証金
 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 8 その他
 (1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 (2) 詳細は、入札説明書による。
 (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。
- 9 Summary
 (1) The nature and quantity of work
 Agusta A109E (JA6004) Helicopter Airworthiness Certificate Renewal Maintenance, 1set
 (2) The time, date and place for tender
 11:00 a.m., Fri., May 2nd, 2025
 Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters
 85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
 (3) Due date for tender from submission by mail
 Thu., May 1st, 2025
 (4) The time, date and place for the opening of tender

11:00 a.m., Fri., May 2nd, 2025

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(5) Division in charge

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2256

監 査 委 員

7 年監査公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和6年度に京都府監査基準に準拠し、執行した監査の結果（令和7年2月28日監査委員会議決定分）を次のとおり公表する。

令和7年3月21日

京都府監査委員	四	方	源太郎
同	田	中	美貴子
同	森	敏	行
同	橋	本	幸三

1 監査の種類、実施方法等

(1) 種類、対象

① 財務監査

令和5年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理

② 工事監査

令和5年度に完成した重要構造物、防災、耐震化・長寿命化等の大規模工事から選定した箇所における工事に関する事務の執行

③ 行政監査

令和5年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の事務の執行

④ 財政的援助団体等監査

京都府が次のアからウまでのとおり、財政的援助を与えているものの出納その他当該財政的援助に係る事務の執行

ア 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）

イ 公の施設の指定管理者

ウ 補助金等交付団体(補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を与えている団体)

(2) 実施方法

監査委員が監査対象機関等に対し、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者と意見交換する「実地監査」及び監査委員事務局職員による事前調査の結果に基づき審査を行う「書面監査」により実施する。

(3) 実施方針

実施方針は、次の 5 点とする。

なお、1 項目を重点項目に設定する。

- ① 合規性・正確性の確保
- ② 共通の課題・3 E (経済性・効率性・有効性)の観点の重視
- ③ 内部統制制度を踏まえた監査
- ④ 機動力と効率性の高い監査実務の執行
- ⑤ 監査結果の実効性の確保

<重点項目>

各所属における内部統制の取組状況

2 監査の実施状況

京都府監査実施要領及び令和 6 年度監査計画に基づき、令和 6 年 9 月から令和 7 年 2 月にかけて、次のとおり実施した。(既報告分を除く。)

- ・ 知事部局 54 箇所、教育委員会 60 箇所、警察本部 21 箇所、その他行政委員会 1 箇所の計 136 箇所及び工事の執行 6 箇所
- ・ 財政的援助団体等監査について、出資団体 11 箇所、指定管理団体 5 箇所及び補助団体 4 箇所の計 20 箇所

また、本庁分の会計事務に係る月例点検(令和 6 年 12 月から令和 7 年 2 月)を実施した。

おって、実施機関名等、実地監査日等の詳細は、別表のとおりである。

3 監査の結果

(1) 監査結果の概要

令和 6 年 12 月 26 日から令和 7 年 2 月 28 日までの監査委員会議において、指摘事項 12 件を、次のとおり決定した。

- ・ 指摘事項
会計一般関係 2 件、支出関係 4 件、補助金関係 1 件、契約関係 1 件、財産関係 2 件、財政的援助団体等 2 件
- ・ 要望事項
今回なし

(注) 監査結果の区分は、次のとおりである。

「指摘」とは、次のいずれかに該当する事項で、是正又は改善を求めるもの

- ① 法令等に違反していると認められる事項
- ② 損害が生じていると認められる事項
- ③ 事務の執行が適正を欠くと認められる事項
- ④ 前回の指摘事項等について適切な措置がされていないと認められる事項

「要望」とは、次のいずれかに該当する事項で、

改善の要望を行うもの

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要であると認められる事項
- ② 事務の執行について、改善が必要であると認められる事項

(2) 指摘事項の内容

内容等		監査対象機関
会計一般	病院事業会計決算に貯蔵品を計上していなかったもの	医療課
	私費による支払が翌年度に判明し処理したもの	議会事務局
支出	年休等取得日に特殊勤務手当を誤って支給していたもの	家庭支援総合センター
	年休等取得日に特殊勤務手当を誤って支給していたもの	宇治児童相談所
	小修繕工事において請負代金を過少に支払っていたもの	乙訓土木事務所
	外部講師等への謝金及び旅費の支払が著しく遅延していたもの	府立朱雀高等学校
補助金	補助金交付の要件を満たしていないものに対し額の確定等を行っていたもの	中丹東保健所
契約	委託料を過大に支払っていたもの	丹後土木事務所
財産	行政財産使用料の算定を誤り過少徴収していたもの	丹後広域振興局(宮津)
	行政財産の使用を許可する期間及び使用料の算定を誤っていたもの	府立洛南病院
財援	毒物及び劇物の管理が適正でないもの	京都府公立大学法人(医科大学)
	施設の使用に係る料金を府の承認を得ず徴収していたもの	公益社団法人京都府青少年育成協会

なお、上記より程度が軽微なもののうち、特に文書による指導が望ましいものとして 7 件を注意、2 件を検討とした。

(別表)

実施機関名等	実地監査日	事務局調査日
山城広域振興局		令和 6 年 10 月 21 日・22 日・28 日・29 日、11 月 1 日
山城土地改良事務所		
山城北農業改良普及センター		

京 都 府 公 報

令和 7 年 3 月 21 日 金曜日

山城南農業改良普及センター	令和 6 年 12 月 20 日		流域下水道事務所		令和 6 年 12 月 17 日
乙訓保健所		令和 6 年 11 月 1 日	府立山城高等学校		令和 6 年 12 月 18 日
山城北保健所		令和 6 年 10 月 21 日、11 月 6 日	府立南陽高等学校・附属中学校		令和 7 年 1 月 14 日
山城南保健所		令和 6 年 10 月 22 日	職員研修・研究支援センター		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
乙訓土木事務所		令和 6 年 11 月 7 日・8 日	京都東府税事務所		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
山城北土木事務所		令和 6 年 10 月 23 日・24 日	京都西府税事務所		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
山城南土木事務所		令和 6 年 10 月 15 日・16 日	京都南府税事務所		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
府立消防学校	令和 7 年 2 月 26 日	令和 6 年 11 月 13 日	自動車税管理事務所		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
府立植物園	令和 7 年 2 月 5 日	令和 6 年 12 月 12 日	府立京都学・歴彩館		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
家庭支援総合センター	令和 7 年 2 月 26 日	令和 6 年 12 月 2 日	府立体育館		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
府立淇陽学校	令和 7 年 1 月 9 日	令和 6 年 11 月 18 日	保健環境研究所		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
府立洛南病院	令和 7 年 1 月 10 日	令和 6 年 11 月 22 日	精神保健福祉総合センター		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
計量検定所	令和 7 年 1 月 22 日	令和 6 年 12 月 6 日	宇治児童相談所		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
府立京都高等技術専門学校	令和 7 年 1 月 17 日	令和 6 年 11 月 13 日	福知山児童相談所		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
府立京都障害者高等技術専門学校	令和 7 年 1 月 17 日	令和 6 年 11 月 13 日	府立看護学校		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
病虫害防除所	令和 6 年 12 月 26 日	令和 6 年 12 月 10 日	中小企業技術センター		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
農林水産技術センター 農林センター森林技術センター	令和 6 年 12 月 26 日	令和 6 年 12 月 10 日	織物・機械金属振興センター		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
農林水産技術センター 農林センター茶業研究所	令和 7 年 1 月 24 日	令和 6 年 12 月 12 日	府立陶工高等技術専門学校		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
農林水産技術センター 生物資源研究センター	令和 7 年 1 月 27 日	令和 6 年 11 月 6 日	府立福知山高等技術専門学校		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
南丹家畜保健衛生所	令和 6 年 12 月 17 日	令和 6 年 10 月 10 日	府立農業大学校		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
府立林業大学校	令和 7 年 1 月 8 日	令和 6 年 11 月 26 日	農林水産技術センター 畜産センター		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
京都土木事務所	令和 7 年 1 月 23 日	令和 6 年 12 月 3 日・4 日	農林水産技術センター 海洋センター		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
大野ダム総合管理事務所	令和 7 年 1 月 9 日	令和 6 年 12 月 9 日	山城家畜保健衛生所		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
府立東稜高等学校	令和 6 年 12 月 12 日	令和 6 年 10 月 11 日	中丹家畜保健衛生所		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
府立洛西高等学校	令和 6 年 12 月 10 日	令和 6 年 11 月 19 日	丹後家畜保健衛生所		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
北警察署	令和 7 年 1 月 22 日	令和 6 年 11 月 28 日	水産事務所		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
木津警察署	令和 6 年 12 月 25 日	令和 6 年 11 月 19 日	公営企業管理事務所		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
自転車競技事務所		令和 7 年 2 月 4 日	海区漁業調整委員会		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
京都林務事務所		令和 7 年 1 月 17 日	乙訓教育局		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日
府営水道事務所		令和 6 年 12 月 13 日	山城教育局		令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日

京 都 府 公 報

令和 7 年 3 月 21 日 金曜日

中丹教育局	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立田辺高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
丹後教育局	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立木津高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
総合教育センター	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立亀岡高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立図書館	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立園部高等学校・附 属中学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立山城郷土資料館	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立農芸高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立丹後郷土資料館	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立須知高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立清明高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立綾部高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立鴨沂高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立工業高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立洛北高等学校・附 属中学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立大江高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立北稜高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立東舞鶴高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立朱雀高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立西舞鶴高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立洛東高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立海洋高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立鳥羽高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立宮津天橋高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立嵯峨野高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立峰山高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立北嵯峨高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立丹後緑風高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立北桑田高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立盲学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立桂高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立聾学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立桃山高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立宇治支援学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立洛水高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立城陽支援学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立京都すばる高等学 校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立八幡支援学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立向陽高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立南山城支援学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立乙訓高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立丹波支援学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立西乙訓高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立中丹支援学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立東宇治高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	府立与謝の海支援学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日
府立菟道高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	川端警察署	令和 7 年 1 月 15 日
府立城南菱創高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	上京警察署	令和 6 年 11 月 28 日
府立城陽高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	東山警察署	令和 7 年 1 月 29 日
府立西城陽高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	中京警察署	令和 7 年 1 月 23 日
府立京都八幡高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	下京警察署	令和 7 年 2 月 20 日
府立久御山高等学校	令和 6 年 9 月 2 日～ 令和 6 年 12 月 27 日	下鴨警察署	令和 7 年 2 月 4 日

伏見警察署		令和 7 年 1 月 29 日	一般財団法人 京都府 総合見本市会館		令和 6 年 12 月 11 日
山科警察署		令和 7 年 1 月 15 日	一般社団法人 京都府 農業会議		令和 7 年 1 月 30 日
右京警察署		令和 6 年 12 月 3 日	株式会社 京都総合食 品センター		令和 7 年 1 月 24 日
南警察署		令和 7 年 2 月 13 日	創（公益財団法人京都 文化財団・株式会社コ ングレ共同事業体）		令和 7 年 2 月 13 日
西京警察署		令和 7 年 1 月 23 日	公益社団法人 京都府 青少年育成協会		令和 6 年 12 月 11 日
向日町警察署		令和 6 年 12 月 3 日	日本環境マネジメント 株式会社		令和 7 年 1 月 21 日
宇治警察署		令和 7 年 2 月 4 日	京都パークリソース創 生パートナーズ		令和 7 年 1 月 17 日
城陽警察署		令和 6 年 11 月 19 日	学校法人 聖カタリナ 学園		令和 7 年 1 月 21 日
八幡警察署		令和 7 年 2 月 20 日	一般社団法人 京都府 歯科医師会		令和 7 年 2 月 14 日
田辺警察署		令和 7 年 2 月 13 日	宇治商工会議所		令和 7 年 2 月 7 日
舞鶴警察署		令和 6 年 12 月 19 日	京阪バス株式会社		令和 7 年 2 月 19 日
宮津警察署		令和 6 年 12 月 19 日			
京丹後警察署		令和 6 年 12 月 19 日	会計事務月例点検 （本庁分）		令和 6 年 12 月 20 日
文化施設政策監付（山 城総合運動公園クラブ ハウス新築工事（電気 設備工事）及び球技場 B 夜間照明新設工事）		令和 7 年 2 月 14 日			令和 7 年 1 月 27 日
山城北土木事務所（宇 治木屋線（犬打峠）道 路新設改良工事（犬打 峠トンネル（仮称） ほか）		令和 6 年 10 月 23 日			令和 7 年 2 月 21 日
山城広域振興局（令和 5 年度府営農村地域防 災減災事業田辺排水機 場地区下部工建設工事）		令和 6 年 10 月 29 日			
流域下水道事務所（桂 川右岸流域下水道洛西 浄化センター建設工事 （呑龍ポンプ場調整 池））		令和 6 年 12 月 18 日			
管理課（府立桃山高等 学校管理教室棟長寿命 化（大規模）改修工事 （建築工事））		令和 7 年 1 月 22 日			
警察本部（110 番指令 センター外壁屋上防水 等改修工事）		令和 7 年 2 月 6 日			
京都府公立大学法人	令和 7 年 1 月 24 日	令和 6 年 11 月 5 日・ 18 日・19 日・21 日			
社会福祉法人 京都府 社会福祉事業団	令和 7 年 1 月 27 日	令和 6 年 11 月 11 日			
京都府土地開発公社	令和 7 年 1 月 23 日	令和 7 年 1 月 14 日			
京都府住宅供給公社	令和 6 年 12 月 3 日	令和 6 年 11 月 15 日			
一般社団法人 京都山 城地域振興社		令和 7 年 2 月 3 日			
一般財団法人 京都ゼ ミナールハウス		令和 7 年 1 月 24 日			
公益財団法人 京都府 生活衛生営業指導セン ター		令和 7 年 1 月 15 日			
株式会社 舞鶴 21		令和 7 年 1 月 9 日			

※ 事務局調査日が「令和 6 年 9 月 2 日～令和 6 年 12 月 27 日」となっている機関については、この期間において書面による事務局調査を行った。

※ 京都パークリソース創生パートナーズについては、指定管理団体として管理する公の施設 2 箇所を対象に事務局調査を行った。